

レベニューキャップ制度における 系統整備に向けた資金調達に関する論点について (レートベース対象の建設中の資産、特定系統設置交付金の取扱い)

第67回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2025年8月19日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 本会合にて御議論いただきたい事項 1 / 2

- 2023年3月に電力広域的運営推進機関によって策定された「**広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）**」については、2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、再エネ主力電源化やレジリエンス強化の観点から、広域連系系統のあるべき姿や整備・更新の方向性、具体化に向けた取組等を示したものの。当該マスタープランに基づき、**北海道・本州間海底直流送電（HVDC）や中国九州間連系設備（関門連系線）等の大規模な地域間連系線の整備計画が進行している。**
- また、近年では、デジタル・トランスフォーメーション（DX）やグリーン・トランスフォーメーション（GX）等の進展に伴う**データセンターや半導体工場の新增設に伴う電力需要の増加**が想定されており、**これに対応する送配電網の整備が必要**となっている。
- 上記のような**大規模な送配電網の整備**に当たっては、一般送配電事業者は**多額かつ長期間の系統整備資金を要することとなる**。一方で、**レベニューキャップ制度**においては、設備運転開始後の託送料金回収を前提としていることから、**設備投資期間の長期化や調達額の増加に伴い、一般送配電事業者において、設備建設中の資金調達面の課題が顕在化している。**

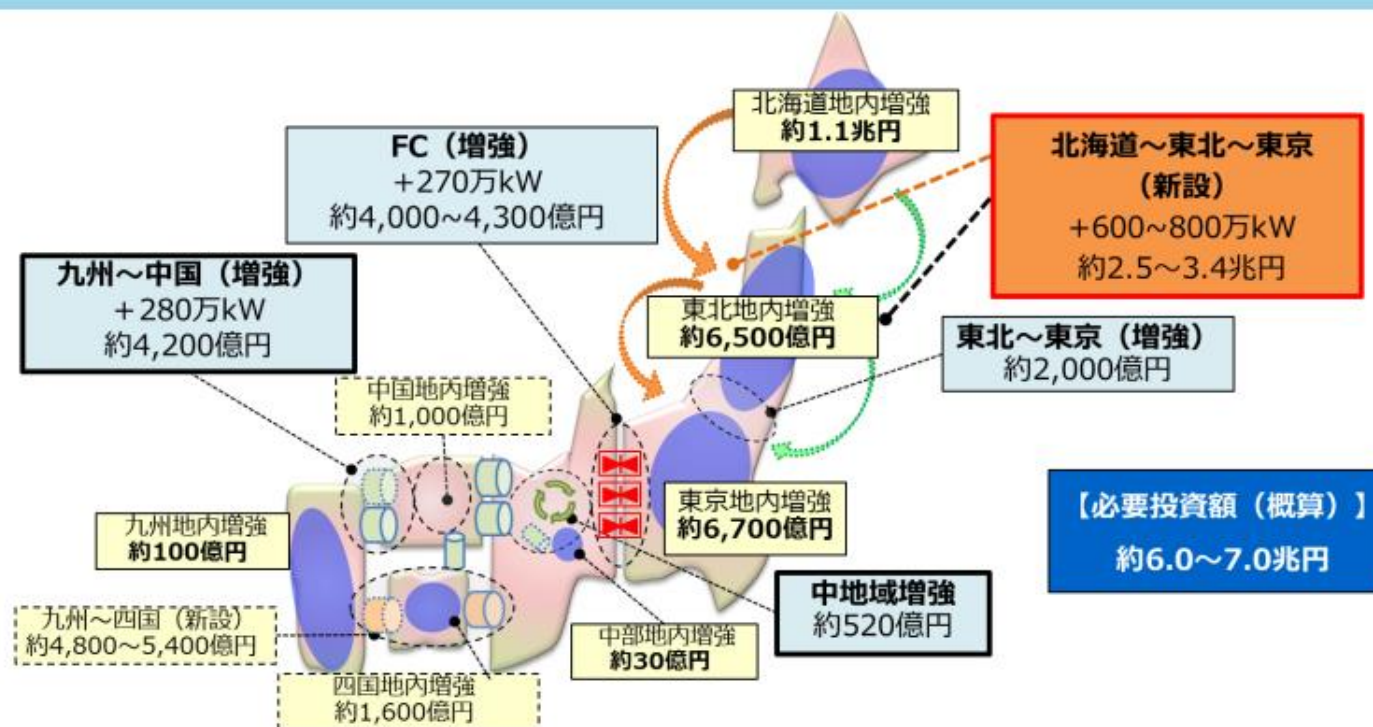
1. 本会合にて御議論いただきたい事項 2 / 2

- 資源エネルギー庁の審議会においても、系統整備に係る資金調達の円滑化に向けた議論が実施されており、具体的な課題として、①**建設中の資産のレートベースへの算入**、②**レベニューキャップ制度における特定系統設置交付金の取扱い**、について、**電力・ガス取引監視等委員会**での議論が求められているところ。
- 本日は、上記2点に関して、レベニューキャップ制度における取扱いについて御議論いただきたい。

【参考】「広域連系系統のマスタープラン」について

第80回 電力・ガス基本政策小委員会
資料4（2024年9月9日）

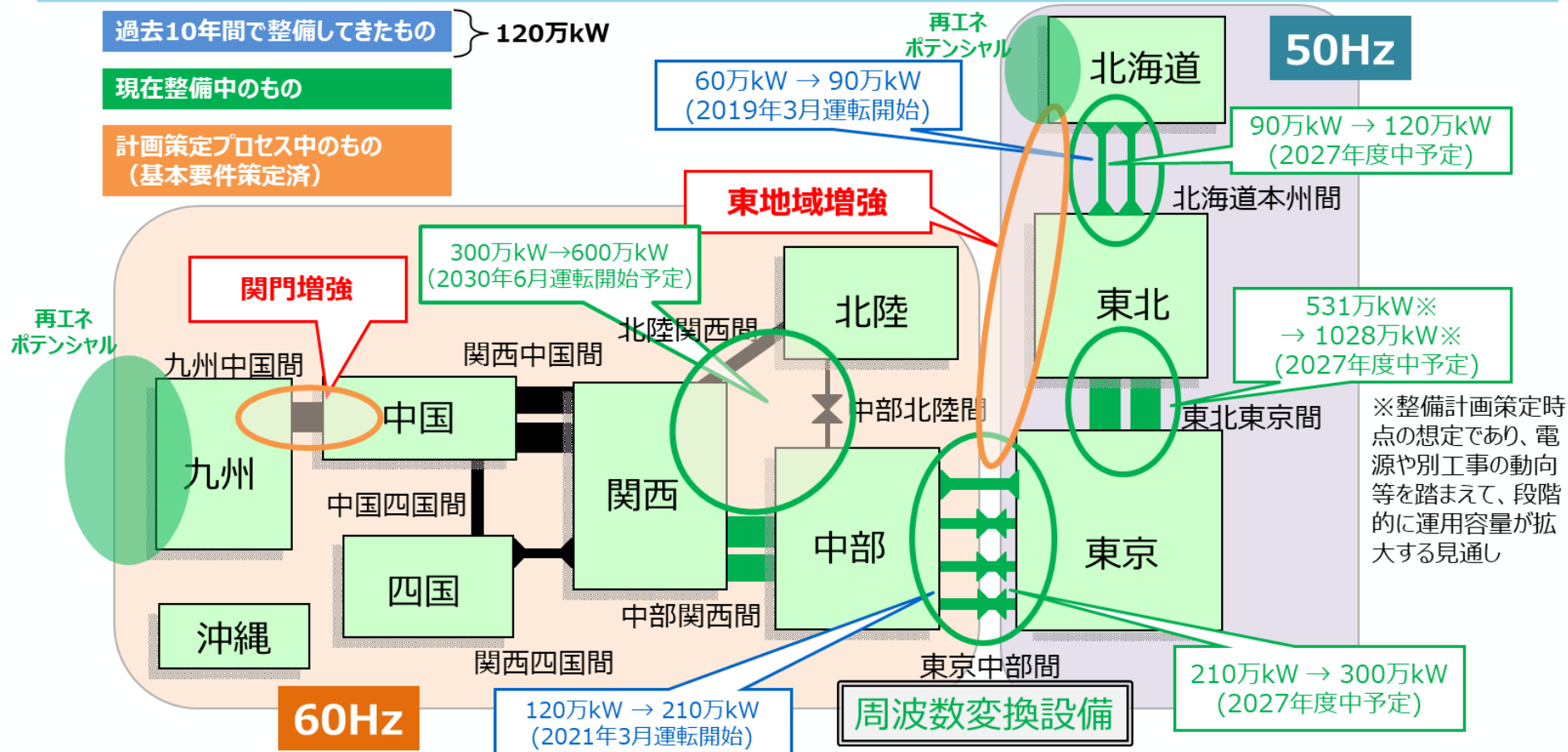
- 電力広域機関では、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン））を策定し、全国の広域連系系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すこととしている。
- 現在のマスタープランは、再エネ大量導入とレジリエンス強化のため、2050年カーボンニュートラルも見据え、2023年3月29日に策定・公表したもの。
※2020年8月に、資源エネルギー庁との共同事務局の下で電力広域機関に設置した「広域連系系統のマスタープラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会」において、23回の審議を行い策定



【参考】地域間連系線の整備の状況と今後の方向性

第1回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
資料7（2025年5月23日）

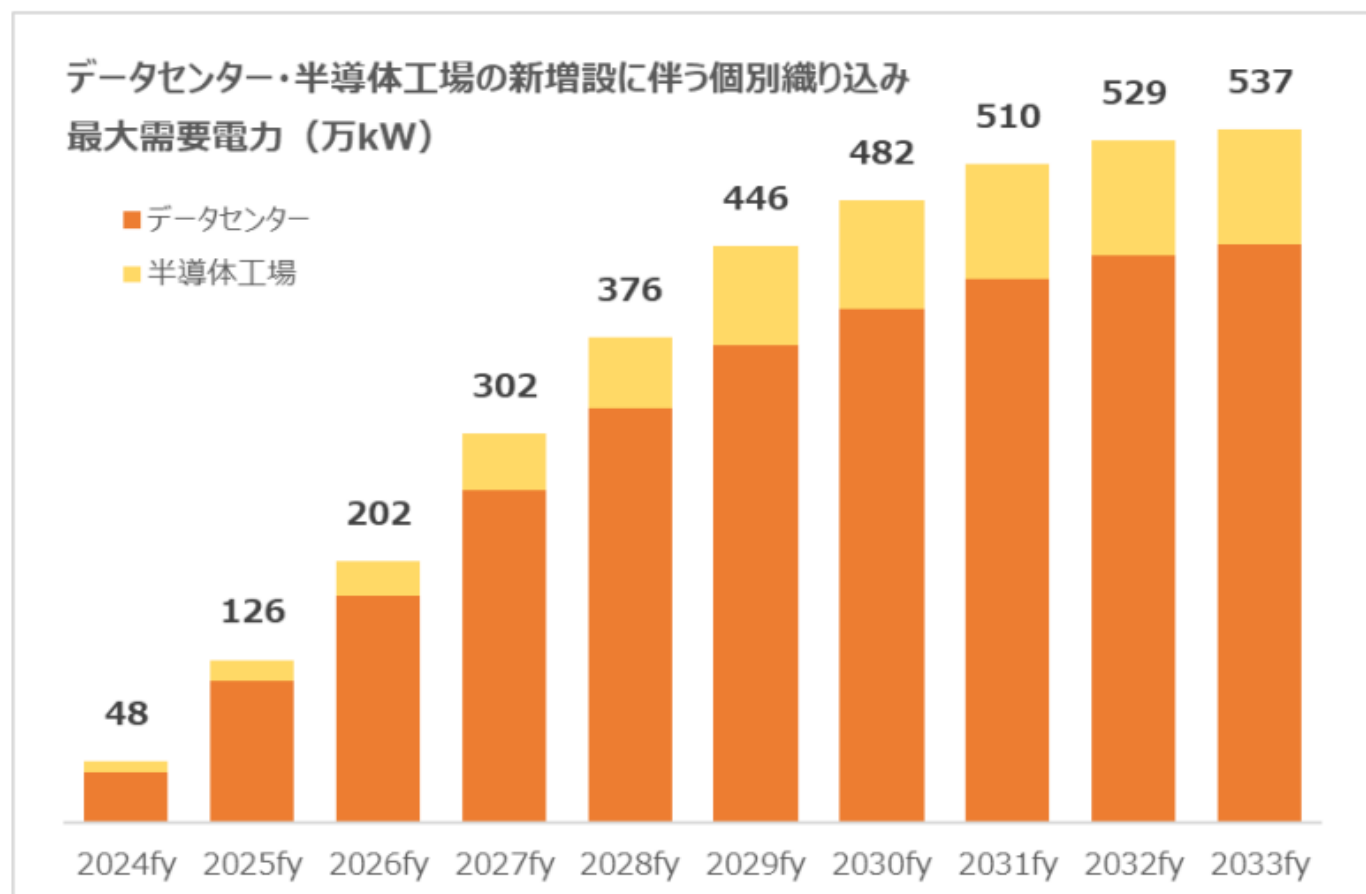
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素化の要請がより一層強まる中、地域間連系線の整備は、**再エネの大量導入と電力のレジリエンス強化**につながるもの。
- このため、再エネ適地と需要地を結び、**国民負担を抑制しつつ再エネの導入**を図るとともに、首都直下地震等により首都圏等に集中立地する**エネルギーインフラが機能不全に陥った場合のバックアップ機能の強化**を図るため、全国大での送電ネットワークの増強を進めることが必要。



【参考】 データセンター・半導体工場の新增設による影響

第80回 電力・ガス基本政策小委員会
資料4 (2024年9月9日)

- 電力広域的運営推進機関では、データセンターや半導体工場の新增設により、**2024年度で+48万kW、2033年度で+537万kW**の最大電力需要の増加を見込んでいる。



(出典) 電力広域的運営推進機関HP 2024年度 全国及び供給区域ごとの需要想定について

【参考】レベニューキャップ制度における論点事項①

第1回 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG
資料6（2025年6月13日）

2-2. 系統整備に関する資金調達の円滑化の方向性②

【建設中の資産のレートベース（課題と方向性）】

- こうした中、足元、送配電設備の更なる投資が必要になっていることに伴い、一般送配電事業者等の資金調達が大きな課題となっている。特に近年、金利が上昇しており、かつ、整備実施主体である一般送配電事業者等の投資額に比例して調達額が増加することにより、特に建設期間中の資金調達コストの回収に関する課題が顕在化。
- 一方、再エネ導入拡大やデータセンター等の大規模需要立地が進む中、送配電投資の社会的な要請は高まっている状況であり、一般送配電事業者等の建設期間中の資金調達コスト回収を手当しなければ、投資の回収予見性が立たず、資金調達にも支障をきたす。その結果、一般送配電事業者等による必要な投資が滞ってしまうおそれがある。
- このような状況下において、建設中においても多額の財務費用を一般送配電事業者等が負担することから、現状のレートベース（建設中の資産のうち50%のみをレートベースに算入）を維持した場合、事業報酬では建設中の財務費用が十分に手当てされず、将来、一般送配電事業者の資金調達にも支障をきたし、送配電設備への必要な投資が滞るおそれがある。
- このため、大規模系統整備に係る託送料金の建設期間からの回収等の新たな制度措置と併せて、建設中の資産のレートベースへの算入について、現行の50%から100%に見直すこととしてはどうか。第2規制期間からの適用を念頭に、建設中の資産のレートベースの取り扱いについて電力・ガス取引監視等委員会において議論を進めることを求めているかどうか。

【参考】レベニューキャップ制度における論点事項②

第1回 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG
資料6（2025年6月13日）

【特定系統設置交付金の託送料金上の整理について】

- 地域間連系線の整備であって一定規模以上のもの（認定整備等計画の対象系統）に対しては、利息相当分や保険料、債務保証料相当分として、再エネ賦課金を原資とする特定系統設置交付金を運転開始前（建設期間中）から交付することが可能となっている。
- 特定系統設置交付金は「運転開始前段階からの資金供給により、整備主体の資金調達の一部を支援し、系統整備を円滑に進める」ことを目的としており、より詳細には「事業実施主体の建設中の資金繰りを改善する」ことを達成することを主な目的とする制度である。今後具体的な系統整備に交付を行うに当たっては、上記の目的を踏まえ、託送料金制度上の扱いを整理する必要がある。
- この点、同交付金が電気事業雑収益として控除収益※に整理される場合、特定系統設置交付金を収受した分だけ託送料金が減額し、建設中の事業実施主体のキャッシュフローは特定系統設置交付金を交付しなかった場合と比較した場合ほぼ不変となる。

※ レベニューキャップ制度における規制料金の原価は、「①支出（営業費）+②資金調達コスト（事業報酬）-③収入（控除収益）」の計算式で表される。このうち、③控除収益は、電気事業雑収益や預金利息等の収益が計上される。料金原価上、控除収益が大きくなれば、全体の料金原価が小さくなる（圧縮される）。
- こうした現状を踏まえて、特定系統設置交付金の託送料金制度上の扱いについて、整理を行うことが必要である。

- 具体的には、特定系統設置交付金は、系統設置交付金の前倒しとしての性質があることから、特定系統設置交付金の交付時に控除収益とするのではなく、運開後の系統設置交付金と合わせて控除収益とすることにより、建設中の資金繰りを改善することが必要ではないか。
- こうした整理について、電力・ガス取引監視等委員会においてレベニューキャップ制度上の取り扱いについて議論を進めてはどうか。

- 
1. レートベースの対象資産（建設中の資産）
 2. 特定系統設置交付金

1. 建設中の資産におけるこれまでの整理 1 / 2

- レベニューキャップ制度において、収入上限の構成要素として**事業報酬**が含まれており、**必要な資金調達コスト**として、**支払利息及び株主への配当金等に充てるための費用**とされている。
- **事業報酬**については、【（レートベース）×（事業報酬率）】の算式で算定することとなっている。

<RC省令 第1表 収入上限（収入の見通し）を構成する項目分類表 一部抜粋>

費用及び収益の区分	収入上限を構成する項目例
第1区分費用	役員給与
第2区分費用	修繕費
第3区分費用	修繕費（上記区分費用以外）
制御不能費用	減価償却費
事後検証費用	託送料
次世代投資費用	次世代投資費用
事業報酬	事業報酬
控除収益	電気事業雑収益

今回の論点

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ 詳細参考資料
（2021年11月）一部加工

<事業報酬の算定方法>

事業報酬

=

事業報酬率

×

レートベース

1. 建設中の資産におけるこれまでの整理 2 / 2

- 現行制度において、レートベースの対象資産に含まれる建設中の資産の取扱いは、「**建設仮勘定に50%を乗ずる額**」とされている。
- 上記の取扱いについては、**1960年の新電気料金制度への移行の際に議論**されたものであり、具体的には、**建設中の設備は未完成であり系統利用者が受益していないことや、他人資本（金融機関からの借入れ等）に係る支払利息については、稼働後に減価償却費として回収できること**等が論拠となっている。

1960年の新電気料金制度への移行（積み上げ式事業報酬から、レートベース事業報酬に変更）の際の議論

- 建設仮勘定は、電力会社において既に投資された資産であるが、まだ稼働しうる状態には至っていない設備である
- 会計処理の面においても、建設中の資産の支払利息について、他人資本に関わる分は、建設中利子として建設仮勘定に附加して計上し、稼働後に減価償却費として回収することとしているが、自己資本に関わる分は、建設中利子としての計上を認めておらず、当該事業年度での負担としていた
- 事業報酬算定上の資本構成は、目標とする自己資本比率50%としていた

（出典）新電気料金制度の解説（昭和35年7月25日）

【参考】レートベースの対象資産

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ 詳細参考資料
（2021年11月）一部加工

レートベースの対象資産について

- レートベースの対象資産については、以下を対象とする。

特定固定資産

電気事業固定資産のうち、休止・貸付設備や附帯事業との共用固定資産等、電気事業の運営に不必要な資産を除く。

建設中の資産

設備自体が未完成であり、系統利用者が受益していないことも踏まえ、建設仮勘定の50%をレートベースの対象とする。

特定投資

エネルギーの安定的確保を図るための研究開発等を目的とした投資であって、一般送配電事業等の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに限る。

運転資本 (営業資本・貯蔵品)

営業費の1.5ヶ月分を対象にする。

繰延資産

株式交付費、社債発行費及び開発費等の繰延資産のうち、一般送配電事業に関連する資産を対象とする。

1. 建設中の資産における課題と方向性

- 前述のとおり、大規模な系統整備における設備投資期間の長期化や調達額の増加に伴い、一般送配電事業者の設備建設中の資金調達面の課題が顕在化している。
- 建設中資産のレートベースの取扱いに関しても、実際には一般送配電事業者は設備の稼働前である建設中の段階から支払利息を負担しているが、レベニューキャップ制度上のレートベースに含まれるのは建設仮勘定の50%分に限られるため、一般送配電事業者に設備建設中の資金面での負担が発生している状況※。

※ 上記に関連し、従来、他人資本に係る建設中の支払利息を建設仮勘定に計上することが義務付けられており、当該支払利息分については、運転開始後に減価償却費用に含まれることで、託送料金での回収が行われていた。一方で、2000年の電気事業会計規則の改正において、建設中の支払利息分の建設仮勘定への計上が任意適用となった。その結果、現状では、全ての一般送配電事業者が建設中の調達資金に係る支払利息について、個別の設備件名に案分するという事務手続が煩雑であること等を理由として建設仮勘定に計上しておらず、運転開始後においても、当該支払利息分の託送料金での回収が行われていない状況。

- また、他の公益事業（鉄道事業やガス導管事業）においては、事業報酬の算定の基礎となるレートベースについて、建設中の資産についてはその100%が対象となっている。
- 以上の状況を踏まえ、一般送配電事業者の設備建設中の資金調達面の課題に対応する観点から、レベニューキャップ制度上の事業報酬の算定の基礎となるレートベースに関する建設中の資産の取扱いについて、第2規制期間に向けて、現行の50%から100%へ変更することが適当ではないか。

※ なお、見直した場合の影響額は、第1規制期間を前提とする場合、規制期間全体で250億円（50億円/年）程度の影響額である。

【参考】ＪＲ旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領（抜粋）

第３章 事業報酬

事業報酬は、真実かつ有効な事業資産の価値（以下「レートベース」という。）に、報酬率を乗じて算出した額とする。

１．事業資産（レートベース）

レートベースは、次の①から⑦の合計額から⑧を減算した額とする。

①期首・期末平均固定資産

②期首・期末平均建設仮勘定

③営業費（減価償却費・諸税を除く。）の４％相当額

④貯蔵品

⑤繰延資産（社債発行差金を除く。）

⑥鉄軌道事業部門に係る関連事業資産（各事業部門の専属営業費割合等により分担したもの。）

⑦差入れ保証金

⑧預かり保証金・特定都市鉄道整備積立金充当額

なお、第２章第３節１２（１）を適用する場合、当該期間に係る上記①及び②を含めた年平均額とする。

（出典）国土交通省HP掲載

ＪＲ旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領（令和６年３月２９日一部改正）

【参考】ガス事業託送供給約款料金算定規則（抜粋）

（一般ガス導管事業等の事業報酬の算定）

第六条 一般ガス導管事業者（新設事業者（法第四十八条第一項の規定により託送供給約款を定めようとする事業者をいう。以下同じ。）又は地方公共団体である事業者を除く。）は、**一般ガス導管事業等の事業報酬として、レートベースに事業報酬率を乗じて得た額**（以下この章、別表第一から別表第四まで及び様式第一から様式第十一までにおいて「事業報酬額」という。）を算定し、様式第三第一表及び第二表に整理しなければならない。

ガス事業託送供給約款料金算定規則 第2表 抜粋

レートベース	様式第1第2表の設備投資計画等により算定した以下のAからCまでの額の合計額とする。 A. 原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額の平均とする。この場合の予想帳簿価額とは、原価算定期首に存する固定資産の帳簿価額に原価算定期間中に増加する固定資産の帳簿原価を加算して得た額から、それぞれについて別表第1第1表に定める算定方法により算定した減価償却費の額及び固定資産除却損の額を控除した額をいう。ただし、圧縮記帳に代えて設定した積立金に相当する資産、資産除去債務相当資産並びに休止設備及びガス需要計画に比して過大な余裕設備については、原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額から除くものとする。 B. 運転資本以下のa及びbの額の合計額とする。a. 営業費等原価算定期間中の営業費等から減価償却費（資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損、退職給付引当金等引当金純増額、繰延資産償却費、事業税等を除いた額の1. 5月分 b. 貯蔵品原価算定直前2年間の各月残額の平均額×原価算定期間中の月末平均メーター取付数÷原価算定直前2年間の月末平均メーター取付数 C. 繰延資産の残高原価算定期首の繰延資産帳簿価額及び期末の繰延資産予想帳簿価額の平均とする。
--------	---

（出典）ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号）

【参考】建設中の資産の取扱い見直し後の影響額

- ・ レートベースの対象資産である建設中の資産の取扱いを建設仮勘定の50%→100%に見直した場合の影響額は、第1規制期間を前提とすると、規制期間全体で250億円（50億円/年）程度の影響額※1 となる。

※1 建設中の資産（全10社5年平均合計）3,301億円×1.5%（事業報酬率）=50億円/年

単位：億円

事業者	第1規制期間の建設中の資産（承認額ベース）※2						
	2023	2024	2025	2026	2027	5年平均	5年合計
北海道NW	123	158	212	240	166	180	899
東北NW	190	355	527	626	599	459	2,297
東京PG	1,398	1,411	1,226	1,093	863	1,198	5,991
中部PG	359	361	304	272	356	330	1,652
北陸送配電	49	51	52	50	46	50	248
関西送配電	328	362	351	300	278	324	1,619
中国NW	140	164	170	190	174	168	838
四国送配電	40	38	37	36	31	36	182
九州送配電	467	469	449	432	431	450	2,248
沖縄電力	93	94	114	107	122	106	530
合計	3,188	3,463	3,443	3,345	3,066	3,301	16,505

※2 建設中の資産の推移は各事業者の建設仮勘定の1/2の推移となっている

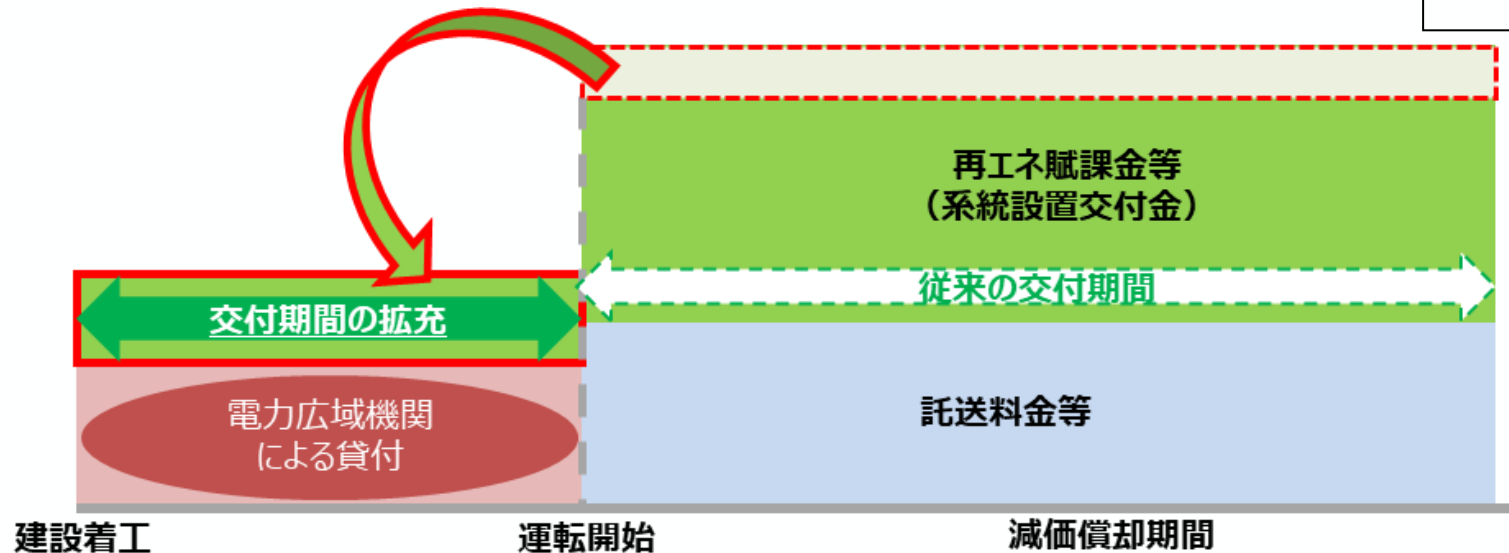
（出典）事業者提出様式より事務局作成

- 
1. 建設中の資産のレートベース
 - 2. 特定系統設置交付金**

2. 特定系統設置交付金

- **系統設置交付金**とは、再エネの更なる導入に不可欠となる送変電設備の増強を促進するため、送変電設備の設置及び維持に係る費用のうち、再エネの導入に伴い見込まれる社会的便益（電力価格低下及びCO2削減効果）に対応する部分について、**再エネ特措法上の賦課金方式を活用し、電力広域的運営推進機関より交付するものである。**
- **特定系統設置交付金**とは、認定整備等計画における系統電気工作物の設置に係る費用の一部を充当することを目的とし、**運転開始前の期間を含めて、系統設置交付金を先んじて交付する制度である。**

第1回 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG
資料6（2025年6月13日） 一部加工



※1 認定整備等計画に基づく地域間連系線
（こう長が100km以上又は送電容量が100万kW以上の連系線）整備の場合

※2 交付額は、対象費用に基づく申請額に広域系統整備計画の中で算定される
再エネ寄与率を乗じて算定される

2. レベニューキャップ制度上での取扱い 1 / 2

- 現行の一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令において、**特定系統設置交付金は、控除収益として取り扱われている**。この理由は、**系統設置交付金がRC省令上控除収益として扱われており**、同一の性質のものが運転開始前に先んじて交付されていると整理されているからである。

＜RC省令 第1表 収入上限（収入の見通し）を構成する項目分類表 一部抜粋＞

費用及び収益の区分	収入上限を構成する項目	内訳及び明細項目
第1区分費用	役員給与	
第2区分費用	修繕費	
第3区分費用	修繕費（上記区分費用以外）	
制御不能費用	減価償却費	
事後検証費用	託送料	
次世代投資費用	次世代投資費用	
事業報酬	事業報酬	
控除収益	電気事業雑収益	系統設置交付金
		特定系統設置交付金

2. レベニューキャップ制度上での取扱い 2 / 2

- 一方で、資源エネルギー庁の第1回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG（2025年6月13日）でも示されたとおり、**特定系統設置交付金**は、「**運転開始前段階からの資金供給により、整備主体の資金調達の一部を支援し、系統整備を円滑に進める**」ことを目的としており、より詳細には、「**事業実施主体の建設中の資金繰りを改善する**」ことを主な目的とする制度であるとされている。
- この点、現行制度では、運転開始前に交付された特定系統設置交付金がレベニューキャップ制度上の控除収益となっていることから、**同交付金を収受した分だけ託送料金が減額され、建設中の事業実施主体のキャッシュフローを改善する**という制度趣旨に十分沿っていないこととなる。
- **一般送配電事業者の設備建設中の資金調達面の課題が顕在化**している状況を踏まえれば、レベニューキャップ制度上の**特定系統設置交付金の取扱いについて、第2規制期間に向けて、運転開始後の系統設置交付金と合わせて控除収益とすることと再整理してはどうか。**

【参考・再掲】レベニューキャップ制度における論点事項②

第1回 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG
資料6（2025年6月13日）

【特定系統設置交付金の託送料金上の整理について】

- 地域間連系線の整備であって一定規模以上のもの（認定整備等計画の対象系統）に対しては、利息相当分や保険料、債務保証料相当分として、再エネ賦課金を原資とする特定系統設置交付金を運転開始前（建設期間中）から交付することが可能となっている。
- 特定系統設置交付金は「運転開始前段階からの資金供給により、整備主体の資金調達の一部を支援し、系統整備を円滑に進める」ことを目的としており、より詳細には「事業実施主体の建設中の資金繰りを改善する」ことを達成することを主な目的とする制度である。今後具体的な系統整備に交付を行うに当たっては、上記の目的を踏まえ、託送料金制度上の扱いを整理する必要がある。
- この点、同交付金が電気事業雑収益として控除収益※に整理される場合、特定系統設置交付金を収受した分だけ託送料金が減額し、建設中の事業実施主体のキャッシュフローは特定系統設置交付金を交付しなかった場合と比較した場合ほぼ不変となる。

※ レベニューキャップ制度における規制料金の原価は、「①支出（営業費）+②資金調達コスト（事業報酬）-③収入（控除収益）」の計算式で表される。このうち、③控除収益は、電気事業雑収益や預金利息等の収益が計上される。料金原価上、控除収益が大きくなれば、全体の料金原価が小さくなる（圧縮される）。
- こうした現状を踏まえて、特定系統設置交付金の託送料金制度上の扱いについて、整理を行うことが必要である。

- 具体的には、特定系統設置交付金は、系統設置交付金の前倒しとしての性質があることから、特定系統設置交付金の交付時に控除収益とするのではなく、運転後の系統設置交付金と合わせて控除収益とすることにより、建設中の資金繰りを改善することが必要ではないか。
- こうした整理について、電力・ガス取引監視等委員会においてレベニューキャップ制度上の取り扱いについて議論を進めてはどうか。

【参考】レベニューキャップ制度上での取扱い

- 現行整理（図表下）において、特定系統設置交付金を収受した事業年度に控除収益として分類され、託送料金からは除かれるため、一般送配電事業者は、建設期間中の資金面での恩恵を受けにくい。
- 一方、整理後（図表上）においては、**運開前後の収入総額に変更はないものの、建設期間中の資金繰りが改善され、ファイナンスコストを抑えられると考えられる。**

第1回 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG
資料6（2025年6月13日）一部加工

◆【前提】制度のイメージ ※下表は、建設中と運転開始後がレベニューキャップ制度における規制期間を跨ぐ場合に生じる論点である。

プロジェクト：建設費総額600億円（うち、200億円は交付金収入）

託送収入：建設中収入総額（運転開始前から回収する仕組みを活用）140億円、運開後収入総額460億円

（うち、交付金：特定系統設置交付金（建設中）40億円、系統設置交付金（運開後）160億円）

【整理後】特定系統設置交付金を運開後に系統設置交付金と合わせて控除収益とする場合 ※下表、赤字が託送収入（収入総額▲控除収益）
建設中の託送収入140億円、運開後託送収入は260億円※となり、現行整理と比して総額は不変だが建設中の資金繰りが改善される

※運開後の託送収入は、収入総額から控除収益が除かれて託送料金単価が設定されている。

（運開後収入総額460億円▲控除収益200億円（特定系統設置交付金40億円、系統設置交付金160億円））



【現行整理】特定系統設置交付金が控除収益となる場合 ※下表、赤字が託送収入（収入総額▲控除収益）
建設中の託送収入100億円、運開後託送収入は300億円となる。



3. まとめ

- 本日の御議論を踏まえ、第2規制期間に向けて、レベニューキャップ制度におけるレートベース対象の建設中の資産及び特定系統設置交付金の取扱いについて、資源エネルギー庁においてRC省令の見直しによる対応を行うこととしてはどうか。